

平成23年11月30日(水)

スポーツツーリズム推進連携組織(JSTA)第1回勉強会

スポーツ基本法について

文部科学省スポーツ・青少年局
スポーツ・青少年企画課課長補佐

村尾 崇



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツ振興法の成果と課題

- スポーツ振興法は、戦後の生活水準の向上と産業の近代化による余暇の増大などによるスポーツに対する国民の関心の高まりや欲求の拡大を背景に、**昭和39(1964)年の東京オリンピック開催を契機**として、我が国のスポーツ振興の基本を定める法律として**昭和36(1961)年に制定**
- スポーツ振興法の下、**我が国のスポーツは国民の身近なものとして発展**
国民の心身の健全な発達や明るく豊かな国民生活の形成に大きく寄与

スポーツを取り巻く社会状況の変化

スポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加、アマチュアとプロの関係の変化、国際化の進展、ドーピングやスポーツ紛争など新たな課題への対応 など

- 国際競技大会に参加する国や地域が多様化しているのに、スポーツ振興法は「営利のためのスポーツ」を対象としていないなど**振興の対象が限定的**
- 地域のスポーツクラブの育成、ドーピング防止活動の支援、競技者の育成など、**現在取り組んでいる施策に関する規定がない**
- スポーツを行う者の権利利益の保護の考え方やスポーツに関する仲裁について触れていない

制定から半世紀が経過し、スポーツ振興法を見直す必要

新たなスポーツ文化の確立

～すべての人々にスポーツを！スポーツの楽しみ・感動を分かち、支え合う社会へ～

1. 人(する人、観る人、支える(育てる)人)の重視

2. 連携・協働の推進

①ライフステージ
に応じたスポ
ーツ機会の創造

③スポーツ界の連携・協働
による「好循環」の創出

②世界で競い合う
トップアスリートの
育成・強化

④スポーツ界における
透明性や公平・公正
性の向上

⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備

スポーツ基本法について ～制定の主な経緯～

年 月	動 向
昭和36(1961)年6月	「スポーツ振興法」 の制定
平成10(1998)年5月	「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」等の制定
平成19(2007)年11月	スポーツ議員連盟（超党派） 「新スポーツ振興法制定PT」 の発足
平成21(2009)年7月	第171国会に 「スポーツ基本法案（自公案）」 の提出 （衆議院解散により審議未了・廃案）
平成22(2010)年5月	民主党スポーツ議員連盟の発足
“ 6月	第174国会に 「スポーツ基本法案（自公案）」 の提出 （継続審議）
“ 8月	「スポーツ立国戦略」 （文部科学大臣決定）の策定
平成23(2011)年3月	民主党スポーツ議員連盟・文部科学部門会議スポーツ政策W.T.の合同 総会で 「『スポーツ基本法』の制定に向けた基本的な考え方」 を了承
平成23(2011)年5月	スポーツ議員連盟（超党派） 「スポーツ基本法制定PT」 の発足
“	第177国会に 「スポーツ基本法案（超党派案）」 の提出
平成23(2011)年6月	「スポーツ基本法」（衆第11号） の成立

スポーツ基本法について ～全体の構成～

前文 スポーツの持つ意義や効果等を明示するとともに、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進

基本理念（第2条）

- ① 生涯にわたる自主的・自律的なスポーツの機会の確保
- ② 学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互の連携による青少年スポーツの推進
- ③ 身近に親しむ地域スポーツの推進
- ④ 心身の健康の保持増進、安全の確保
- ⑤ 障害者のスポーツ活動のための配慮
- ⑥ 競技水準の向上
- ⑦ 国際相互理解の増進、国際平和への寄与
- ⑧ スポーツに対する国民の幅広い理解・支援

国・地方公共団体の責務、スポーツ団体の努力（第3条～第5条）

国・地方公共団体	スポーツに関する施策の策定・実施の責務
スポーツ団体	スポーツの推進に主体的に取り組むよう努める

スポーツ基本計画等（第9条・第10条）

国の「スポーツ基本計画」、地方公共団体の「地方スポーツ推進計画」について規定

基本的施策（第11条～第29条）

- スポーツ推進のための基礎的条件の整備等（指導者養成、施設の整備、事故の防止等）
- 多様なスポーツの機会の確保のための環境整備（地域スポーツ振興事業への支援等）
- 競技水準の向上（優秀なスポーツ選手の育成、国際競技大会の招致・開催の支援等）

スポーツ推進の体制整備（第30条～第32条）

スポーツ推進会議（文科省、厚労省、経産省、国交省等）、スポーツ推進委員等を規定

国の補助等（第33条～第35条）

スポーツ基本法について ～主なポイント(全体)～

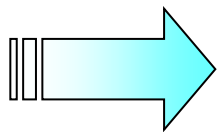
平成23年6月17日、第177回国会において**スポーツ基本法**が全会一致で成立
スポーツ振興法(昭和36年6月)の制定から、**50年ぶりの全面改正**

《主なポイント》

- **スポーツは「世界共通の人類の文化」と位置付け**
- **「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」**旨を規定。スポーツを行う者の権利利益の保護の観点から、安全の確保や健康の保持増進、スポーツに関する紛争解決等に関する規定を充実
- 地域スポーツと競技スポーツの関係について **「我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらす」**ことの重要性を規定
- スポーツ団体も含め広くスポーツを推進していく観点から、**「スポーツ」に関する基本理念を明記**
- **プロスポーツや障害者スポーツ**も法律の対象と明記
- 地域スポーツの意義・理念、**地域スポーツクラブの行う事業支援**等を規定
- スポーツ団体に関し、**「運営の透明性の確保」**等のガバナンスの充実やスポーツに関する紛争の**「迅速かつ適正な解決」**に努めることを規定
- 今後のドーピング防止の国際的な動向に対応するため、**「ドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備」**を規定
- **国際競技大会の招致・開催の支援**に特別の措置を規定
- スポーツ施策の総合的、一体的、効果的推進を図るため、**政府に「スポーツ推進会議」**を設置
- 「体育指導委員」の名称は**「スポーツ推進委員」**に変更
- **スポーツ庁の設置、スポーツに関する審議会等の行政組織の在り方**については、行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、必要な措置を講ずる

スポーツ基本法について ～前文～

- スポーツは、世界共通の人類の文化
- 個人又は集団で行われる身体活動であり、心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利
- 次代を担う青少年の体力の向上や人格の形成に大きな影響
- 地域の一体感や活力の醸成、地域社会の再生に寄与、健康長寿社会の実現
- 日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、スポーツへの関心を高める
- 我が国社会の活力を生み出し、国民経済の発展に寄与
- 国際相互理解の促進、国際平和への貢献など、我が国の国際的地位の向上
- スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環
- スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的、計画的に推進



「施策」ではなく、「スポーツ」の基本理念

→ 行政だけでなく、スポーツ団体や関係者にも共通する理念

1. 生涯にわたるスポーツ

→ 国民が自主的・自律的に適性・健康状態に応じてスポーツを実施

2. 青少年のスポーツ

→ 学校、スポーツ団体、家庭、地域の活動の相互連携

3. 地域スポーツ

→ 住民が主体的に協働することによりスポーツに身近に親しむ

→ 人々の交流の促進、地域間の交流の基盤の形成

4. 心身の健康の保持増進、安全の確保

5. 障害者スポーツ

→自主的・積極的にスポーツを行うことが出来るよう必要な配慮

6. 競技水準の向上

→施策相互の有機的な連携と効率的な推進

7. 国際的な交流・貢献

→国際相互理解の増進と国際平和に寄与

8. 公正・適切なスポーツの実施と国民の理解・支援

- 「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」 (前文、第2条第1項)
- スポーツを行う者に対する差別的取扱いの禁止、スポーツに関する活動の公正かつ適切な実施、国民の理解及び支援 (第2条第8項)
- スポーツ団体のガバナンスの充実 (第5条)
 - スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進・安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む
 - 運営の透明性の確保、事業活動に関し自ら遵守すべき基準の作成
 - スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決への努力
- スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決に資するために必要な施策の実施 (第15条)

スポーツ基本法について ～地域スポーツの推進と「好循環」～

➤ 地域スポーツの意義・理念を明記 (前文、第2条)

- 地域の一体感や活力の醸成、地域社会の再生に寄与、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠
- 主体的に協働することにより身近に親しむ、地域の人々の交流の促進、地域間の交流の基盤の形成
- 住民が主体的に運営するスポーツ団体(地域スポーツクラブ)**が行う事業の支援

➤ スポーツに係る 多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える 好循環をもたらす (前文)

➤ 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、民間事業者等は、相互に連携を図りながら協働 (第7条)

スポーツ基本法について ～障害者スポーツ～

- 障害者が自主的・積極的にスポーツを行うことができるよう、
障害者の種類・程度に応じ必要な配慮 (第2条第5項)
- スポーツ施設の整備に当たり、障害者等の利便性の向上を図るよう努力 (第12条)
- 全国障害者スポーツ大会を明記 (第26条)

➤ プロスポーツ、学校体育

➤ スポーツの競技水準の向上

→ 国際競技大会の招致・開催の支援

→ ドーピング防止の国際的な動向に対応するための規定の整備

➤ スポーツ推進体制の整備

→ 「**スポーツ推進会議**」の設置

→ 「**体育指導委員**」から「**スポーツ推進委員**」に変更

→ **スポーツ庁**、スポーツに関する審議会等の行政組織の在り方

「スポーツ基本法」制定後の進め方

「スポーツ基本法」の制定を踏まえ、「**スポーツ基本計画**」の策定に取り組み、具体的な実施計画を示す予定。

また、平成24年度の概算要求・税制改正要望にその理念を反映させるとともに、必要な制度改正等についても検討。

基本法制定後の対応

スポーツ立国戦略策定
(平成22年8月26日)

スポーツ基本法成立
(平成23年6月17日)

概算要求・税制改正要望

基本法に基づく新たな**基本計画**の検討
(中央教育審議会スポーツ・青少年分科会/
スポーツ推進特別委員会において審議)

基本計画の策定

実施

新たな**基本計画**を受けた対応

- 基本計画に示す具体的な施策の着実な実施
- スポーツ振興財源(スポーツ振興くじ・スポーツ振興基金)の充実、効果的・効率的な活用
- 国の総合的なスポーツ行政推進のための組織の在り方

スポーツ基本計画について

9月22日に開催された中央教育審議会において、中川文部科学大臣から「スポーツ基本計画の策定について」諮問を行い、「スポーツ基本計画」について審議・検討を開始。今年度内を目途に、答申を受けて「スポーツ基本計画」を策定し、平成24年度から実施する予定。

スポーツ基本法を踏まえ、今後検討すべき課題

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境の整備

【具体的な課題】

- 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
- 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- 国際競技力の向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備
- オリンピックなど国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
- ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- スポーツ界における好循環の創出

スポーツ基本法を踏まえ今後検討すべき課題

スポーツの果たす役割等 (基本法前文)

スポーツを通じて 実現する社会

今後検討すべき課題

①スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

すべての人々がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことができる社会

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境の整備

②スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼす。

青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会

学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

③スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与する。

地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会

住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

④スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠。

健康で活力に満ちた長寿社会

若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

⑤スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高める。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与する。

国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会

国際競技力の向上に向けた人材養成・スポーツ環境の整備

オリンピックなど国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際貢献の推進

⑥スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たす。

国際的に信頼され、尊敬される国

ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

⑦地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらす。

スポーツに係る多様な主体の連携・協働によりスポーツの発展を支える好循環が創出されている社会

スポーツ界における好循環の創出